## ● 平成25年度主な税制改正について（生命保険料控除が改組されました）

平成24年度までの生命保険料控除は、「一般の生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」の2種類に分けられており、それぞれ適用限度額が3.5万円ずつ（合計適用限度額は7万円）となっていましたが、平成25年度より「一般の生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」に加えて「介護医療保険料控除」（介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等についての控除）が設けられました。平成24年1月1日以降締結分の生命保険契約等について、適用限度額はそれぞれ2.8万円で合計適用限度額は7万円になっています。

なお、新旧双方の契約で一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、新契約、旧契約それぞれの計算方法により計算された金額の合計額（適用上限額2.8万円）になります。**問い合わせ先　税務課　TEL377-5655**

## ● 税務署からのお知らせ

平成26年1月から、記帳･帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳･帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。　**問い合わせ先　四日市税務署　TEL352-3141**

# 防火管理講習の開催について

| | |
|---|---|
| 1．実施日時 | ⑴甲種防火管理新規講習（2日間全科目の受講が必須です。）<br>6月27日㈭6月28日㈮の2日間　　両日とも 9時30分～ 15時40分<br>⑵甲種防火管理再講習（全科目の受講が必須です。）<br>6月26日㈬　9時30分～ 11時30分 |
| 2．実施場所 | 四日市市西新地14番4号　四日市市消防本部2階 防災センター |
| 3．受講手続 | 消防本部予防保安課、北消防署、朝日川越分署、南消防署において、所定の受講申込書に必要事項を記入（上半身の写真を貼付）のうえ、お申し込みください。テキスト代（甲種防火管理新規講習は4,000円、甲種防火管理再講習は1,500円。）につきましては講習当日の受付時にお支払いいただきます。<br>受講申込用紙は消防本部ホームページからもダウンロードできます。<br>なお、電話での申し込みはできません。 |
| 4．受付期間 | 朝日町内に在住または通勤の方<br>6月 3日㈪～ 6月14日㈮（土・日を除く。）　受付時間は8時30分～ 17時15分までとします。<br>ただし、受付期間中であっても定員になり次第締め切りますので、お早めにお申込みください。 |
| 5．受講定員 | 甲種防火管理新規講習　120名<br>甲種防火管理再講習　　100名 |
| 6．問い合わせ先 | 四日市市消防本部　予防保安課予防係　TEL 356-2008 |


介護付有料老人ホーム
エクセレントくわな
★要介護1以上の方ならご入居いただけます。
★中度･重度の方、胃ろうの方も入居可能です。
★看取りについてもご相談下さい。

老後の暮らしご相談受付けてます。
すべての人に微笑みを
医療法人 福島会
☎0594-27-2772
桑名市福島1000-1（桑名駅から徒歩7分）
ふくじまだより　検索　日々の様子をブログにて公開中!
有料広告掲載欄